

令和6年度大井町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和6年4月1日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織とする。

3 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく、次に掲げる事業所、施設等

ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

（2）障害者優先調達推進法の政令で定める障害者を多数雇用している事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件の全てを満たす事業所）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

この方針による調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

5 調達の目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、庁内各課に対して、その情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等からの調達が可能な物品等については、大井町契約規則の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的な調達に努める。

7 調達実績の公表

町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定により、会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページ等で公表する。

8 調達方針の担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。